

ひがし子ども囲碁教室

時4月2日(令和5年3月25日)の土曜日午前10時～正午
(全45回) 所公民館東分館講

小金井うらの会 対市内在住・在学の小学生定10人(多数抽選) 他レベル別のクラス編成指導です 申3月22日(必着) までに、往復はがきに住所・

参加者と保護者の氏名(ふりがな)・学校名・新学年・電話番号を明記し、公民館東分館「ひがし子ども囲碁教室係」(〒184-0001東町1-1-39)へ 電話042-384-4422へ



身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方へ

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方が生活のために

使用する、自動車のガソリン代の一部を助成しています。すでに助成の決定を受けた方は、請求書(2月末ごろに発送)を提出してください。

対自動車税または軽自動車税が減免されている方で、障がいのある方(※)が自ら運転するか、生計を同じくする方が障がいのある方のために運転する場合※個別等級で体幹または下肢障がい1～3級、視覚障がい1・2級、内部障がい1級の方、愛の手帳1・2度の方 助成額▽ガソリン

11円につき75円、1か月40円まで▽軽油11円につき40円、1か月75円まで 振込日 3月31日(木) ※指定日以降、通帳で確認してください。金融機関によっては2・3日遅れることがあります 申3月10日までに、請求書に令和3年9月～4年2月分のガソリン等の使用量が記入されている領収書を添えて、直接、自立生活支援課相談支援係(市役所第二庁舎2階) 042-387-9844

身体障害者手帳をお持ちの方へ 生活にお困りのときは 生活保護制度 病气やけが、さまざまな障

がいのために生活に困っている人に、生活保護法に基づき最低生活の保障と、自分の力または他の方法で再び生活できるようにするまでの間、自立の手助けをします。生活保護は、その世帯の収入が国で定める最低生活費を下回る場合に、その不足分を保証する制度です。働いて得た給料、年金、各種手当、仕送りなどを合計してもなお、最低生活費に満たない場合、その不足分が保護費として支給されます。一人で思い悩むより、早めにご相談ください。

時3月16日(水)午後1時30分～4時30分 所桜町高齢者住宅サービスセンター(桜町1-9-5) 対65歳以上の方で、要支援・要介護の認定を受けていない方 対象地域本町2・3丁目、桜町1・3丁目、梶野町、関野町、緑町 定5人(申込順) 申3月1日から、電話で小金井きた地域包括支援センター(042-388-2440)へ

がいのために生活に困っている人に、生活保護法に基づき最低生活の保障と、自分の力または他の方法で再び生活できるようにするまでの間、自立の手助けをします。生活保護は、その世帯の収入が国で定める最低生活費を下回る場合に、その不足分を保証する制度です。働いて得た給料、年金、各種手当、仕送りなどを合計してもなお、最低生活費に満たない場合、その不足分が保護費として支給されます。一人で思い悩むより、早めにご相談ください。

冒険遊び場(プレーパーク)

今年度の開催は3月29日(火)までです。なお、新年度は4月中旬から再開予定です。

いけとおがわプレーパーク

時毎週火曜・水曜・木曜・土曜日

所東京学芸大学プレイパーク

申要事前申込



くじら山プレーパーク

時毎週金曜日

所都立武蔵野公園くじら山

共通

時午前10時～午後5時(荒天中止) ※当日の開催状況などの詳細については、ホームページをご覧ください



対18歳未満の児童と保護者 他午前10時～午後2時を乳幼児と保護者、午後2時～5時を小・中・高校生世代が主に使用する時間として年代ごとの利用に配慮しています 問開催状況、申し込みについて=NPO法人こがねい子ども遊パーク(080-6880-9809) https://www.koganei-yu.net/、事業について=児童青少年課児童青少年係(042-387-9847)

身体障害者手帳をお持ちの方へ

専門の講師による技術指導で、創作的活動としての教養講座を行います。

時4月(令和5年3月)▽レザークラフト(革細工) 11 毎週火曜日午後1時～3時▽絵画(水彩・絵手紙など) 11 毎週金曜日午後1時～3時 所障害者福祉センター 対市内在住の身体障害者手帳をお持ちの方 定各10人(多数抽選) 他材料費は実費 申3月11日までの午前9時～午後5時(日曜日を除く)に、直接、同センター(042-381-8411)へ

生活にお困りのときは 生活保護制度 病气やけが、さまざまな障

がいのために生活に困っている人に、生活保護法に基づき最低生活の保障と、自分の力または他の方法で再び生活できるようにするまでの間、自立の手助けをします。生活保護は、その世帯の収入が国で定める最低生活費を下回る場合に、その不足分を保証する制度です。働いて得た給料、年金、各種手当、仕送りなどを合計してもなお、最低生活費に満たない場合、その不足分が保護費として支給されます。一人で思い悩むより、早めにご相談ください。

福祉総合相談窓口をご利用ください

年齢や障がいの有無にかかわらず、生活上のさまざまな不安や課題等の困りごとを抱える方に、寄り添いながら相談支援を行う福祉の総合相談窓口です。本人だけでなく、家族や関係者の方からの相談もお受けしております。まずは気軽に電話ください。

相談窓口 福祉総合相談窓口(社会福祉協議会内) 042-386-0295 受付時間 午前8時30分～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)

休日窓口 原則毎月第1日曜日午前9時～午後1時(市休日の窓口の第1開庁日に準ずる)

問地域福祉課地域福祉係(042-387-9915)

高齢者いきいき活動講座 笑い与健康AKB体操 時4月6日～27日の毎週水曜日午後2時～4時(全4回) 所社会福祉協議会(A)足を鍛えて(K)こげない(B)います。

認知症カフェ にしのだいカフェ 認知症について不安のある方、ご家族の方等ぜひご参加ください。体操や栄養改善講話等を行います。

避難行動要支援者支援事業 災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある方等を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成しています。同名簿は、災害に備えた地域の協力体制づくりに必要な情報として、市の関係部署、消防署、民生委員・児童委員等関係機関と共有しています。

名簿登録対象者市内在住で施設に入所している方を除く 次のいずれかに該当する方 75歳以上のひとり暮らしの方 および75歳以上の高齢者のみの世帯の方等で、民生委員・児童委員が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録している方 要介護認定で要介護3～5の方 身体障害者手

避難行動要支援者支援事業 モデル地区事業を実施中 避難行動要支援者に対して、地域の皆さんに支援者となつていただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりをめざすため、モデル地区事業を実施しています。

避難行動要支援者支援事業 モデル地区事業を実施中 避難行動要支援者に対して、地域の皆さんに支援者となつていただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりをめざすため、モデル地区事業を実施しています。

避難行動要支援者支援事業 モデル地区事業を実施中 避難行動要支援者に対して、地域の皆さんに支援者となつていただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりをめざすため、モデル地区事業を実施しています。

ボケない体操 中村真奈子さん(健康運動指導士) 対おむね60歳以上の市内在住の方 定15人(多数抽選) 申3月10日(必着) までに、往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を明記し、社会福祉協議会「4月体操係」(〒184-0004本町5-17) 042-387-0001へ

認知症サポーター ステップアップ講座 時3月15日(火)午後2時～4時 所市民会館・萌え木ホール(商工会館3階) 対認知症サポーター養成講座を受講済みの方 定15人(申込順) 他参加者には受講証としてピンバッジを差し上げます 申3月1日から、電話で小金井にし地域包括支援センター(042-386-7373)へ

時3月22日(火)午後2時～3時30分 所前原町西之台会館 定15人(申込順) 申3月1日から、電話で小金井みなみ地域包括支援センター(042-388-8400)へ

時3月22日(火)午後2時～3時30分 所前原町西之台会館 定15人(申込順) 申3月1日から、電話で小金井みなみ地域包括支援センター(042-388-8400)へ